

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人協立いつくしみの会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事長報酬)

第3条 法人の業務に従事する理事長に対し、以下の役員報酬を支払う。

毎週2日間の勤務扱いとして、月額10万円とする。なお、健保厚生、退職金制度の対象外とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事、監事及び評議員が理事会及び評議員会に出席したときの報酬は無償とする。

2 前項の規定にかかわらず、別途定める旅費規程第24条に基づき旅費を支給する。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合の報酬は無償とする。交通費の実費弁済を支払うことができる。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別途定める旅費規程第24条に基づき旅費を支給する。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、1回1万円の役員報酬を支払い、別途定める旅費規程第24条に基づき旅費を支給する。

(兼務役員)

第6条 施設、センター、事業所の職員を兼務する役員は、職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、2018年3月1日より適用する。

改定 2020年6月26日